

答申第 710 号

平成 31 年 2 月 12 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 金子 正史

行政文書非公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 4 月 19 日付けで諮問された特定地権者連絡会設置提案根拠不存在の件（諮問第 811 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、特定地権者連絡会設置提案根拠文書を不存在であるとして、公開を拒んだことは妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成30年1月4日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、平成18年度に実施機関が特定地権者連絡会（以下「連絡会」という。）の設置を提案した根拠文書（以下「本件根拠文書」という。）及びファイル基準表以外の「特定地権者連絡会の設置」と記載のある管理帳票類（以下「本件管理帳票類」という。）（以下「本件対象文書」と総称する。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成30年1月18日付けで、本件対象文書は不存在であるとして、条例第10条第3項を理由に公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成30年3月6日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

### (1) 本件対象文書の特定について

ア 平成18年11月6日に、実施機関は特定市に対して、特定企業の意向により設置する連絡会の設置業務は実施機関が主体となって執り行うが、実質的には地元である特定市が担う旨、特定協議会の組織拡充に関する業務については、実施機関が主体となり執り行う旨を伝えている。その後、同月9日から連絡会の設置に係る打合せ、説明会、準備会等が実施され、平成19年8月30日に第1回連絡会が開催されている。このことから、実施機関が連絡会の設置を提案したことは明白であり、その根拠文書が存在するはずである。

イ 連絡会が打合せ等を実施していること、平成18年に知事が特定企業を訪問

していること、実施機関の職員が、特定企業から知事に対して、特定のまちづくりの要請がなされている旨発言していること、特定企業と実施機関が、特定確認書を取り交わしていることなどから、本件対象文書は存在するはずである。

## (2) その他

ア 本件請求時に実施機関は、公開請求に係る行政文書の内容を「本件管理帳票類」に変更させたが、「管理帳票類」は実施機関には存在しない文書であり、実施機関がこのような変更を指導することは、実施機関の職員としてあるまじき行為である。

イ 審査請求人が、平成28年9月26日に、特定駅の設置に関して実施機関が特定企業と約束等した文書を実施機関に公開請求したところ、実施機関は、同年10月6日付けで、これらの文書は不存在であるとして公開拒否決定を行った。しかし、審査請求人が、同年11月2日に、実施機関と特定企業が特定助成制度申請前に交わした覚書及び協定書を実施機関に公開請求したところ、実施機関は、同年12月15日付けで特定確認書を公開した。このように、実施機関の公文書は厳格に管理されていないことから、実施機関は主権者である県民に十分に情報を公開し、チェックを受ける必要がある。そのためにも、政策形成にかかわる公文書を厳格に管理すべきである。

## 4 実施機関（産業労働局産業部企業誘致・国際ビジネス課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び条例第20条第3項の規定に基づき当審査会に提出した意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

### (1) 本件対象文書の存否について

#### ア 本件根拠文書

(ア) 本件根拠文書について、実施機関は、特定企業に対する誘致活動に関連して、連絡会にオブザーバーとして出席していた。また、当該特定企業は、平成19年1月に、「神奈川県に施設等を立地した企業に対する施設整備等助成制度」（以下「本件助成制度」という。）に基づく補助申請を行っているが、本件助成制度は、平成16年10月から開始した制度で

ある。そのため、本件根拠文書に該当する可能性のある文書として考えられるのは、本件助成制度が開始された同月から平成19年1月までの間に、実施機関が作成又は取得した文書であると考えられる。

本件対象文書については、仮に作成又は取得されていたとすれば、神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）第4条第4項の規定に基づき実施機関が作成したファイル基準表において、最も関連する個別フォルダの「企業訪問等報告」に分類され、同第9条の規定に基づき、保存期間を5年と定めて保存及び管理されていたものと考えられる。

(イ) 保存期間を満了した文書は、保存期間を1年又は常用と定めたものを除き、規則第15条第1項の規定に基づき、神奈川県立公文書館（以下「公文書館」という。）に引き渡すこととされ、引き渡された行政文書は、神奈川県立公文書館条例第4条第1項及び第2項の規定に基づき、知事が定める基準により歴史資料として重要なものを選別の上保存し、その余については速やかに廃棄することとされている。

また、条例第3条第1項第2号の規定により、公文書館が当該施設の設置目的に応じて歴史資料として保存している資料については、公開請求の対象となる行政文書には該当しないとされている。

よって、保存期間を満了した文書については、廃棄又は行政文書該当性を欠くことにより、文書不存在となるものである。

(ウ) 以上から、本件根拠文書に該当する可能性のある文書について、仮に実施機関が作成又は取得していたとすれば、これらの文書は、平成18年度に処理済みとなり、5年間実施機関において保存された後、平成24年3月31日に保存期間を満了し、公文書館に引き渡されるのが規則に則した処理であると認められる。そして、前記(イ)のとおり、公文書館に引き渡された文書については、歴史資料として保存されるか、又は廃棄されることにより文書不存在となることから、本件請求対象文書について、文書不存在であるとして公開拒否決定をしたものである。

なお、その他、本件請求の対象となる文書の検索に当たっては、実施機関の文書キャビネット及び書庫並びに所属サーバ内にある電磁的記録についてもくまなく検索したが、存在しなかった。

## イ 本件管理帳票類

(ア) 審査請求人は、本件管理帳票類として、規則第4条第4項に規定するファイル基準表以外の文書保存のための管理ファイル類で、「特定地権者連絡会の設置」について記載があるものの公開を求めている。そこで、実施機関において、規則及び神奈川県行政文書管理規程（以下「規程」という。）において、実施機関が行政文書を保存・管理するにあたり作成を求められている文書を確認したところ、以下のとおりであった。

- a 保存文書索引目次
- b 相互参照票
- c 保管行政文書借覧管理簿
- d 引継保留文書整理票
- e 保存文書引継書
- f 保存文書引継票
- g 保存文書等引渡書
- h 収受記録簿
- i 経由文書決裁簿
- j 施行番号簿

(イ) 前記(ア)aからgまでの文書は、文書の整理、保管、引継又は引渡に際して作成するものであるが、規則第8条には、「行政文書の分類、整理等について、ファイル基準表に基づき系統的に分類しなければならない」とされており、また、規則第9条第3項には、行政文書の保存期間について、ファイル基準表により個別フォルダ単位に設定するものと定められている。そのため、これらの文書には、ファイル基準表で定められた個別フォルダの名称が記載されることとなる。

そして、平成18年度のファイル基準表上には、「地権者連絡会の設置」という記載はなく、また、念のため実施機関に保存された前記(ア)aからgまでの文書を確認したが、「地権者連絡会の設置」と記載された文書は存在しなかった。

また、前記(ア)hの文書は、文書の収受を記録する文書であり、前記(ア)iの文書は、本庁又は各所を経由する文書のうち、意見書、調査書等

を必要としないものを記録する文書であり、前記(ア)jの文書は、文書の施行番号を整理する文書である。これらについても、本件請求の対象となる文書に該当する可能性があることから、実施機関において内容を確認したが、「地権者連絡会の設置」と記載された文書は存在しなかった。

(2) 行政文書性を欠く文書について

念のため、実施機関は、条例第3条第1項にいう行政文書に該当しないとされる文書についても、本件請求の趣旨に合致するものがあるか確認を行ったが、該当するものはなかった。

(3) その他

審査請求人は、本件請求にあたり、実施機関が本件請求の内容を変更させた旨主張するが、そのような事実はない。実施機関は、本件請求時に審査請求人から、本件管理帳票類について、公開請求に係る行政文書の内容をどのように記載したらいいのかとの相談を受けた。そのため、ファイル基準表以外のあらゆる管理帳票類を包含するものとして記載例示をしたものであり、審査請求人に対して請求内容の変更を強要したり、意図的に請求の範囲を狭めさせたりしたものではない。

## 5 審査会の判断理由

(1) 本件対象文書の存否について

審査請求人は、前記3(1)ア及びイのとおり、実施機関が特定市に対して、連絡会の設置は実施機関が主体となって執り行う旨を伝えていること等から、本件対象文書は存在する旨主張しているため、以下、これらの主張の当否について検討する。

ア 本件根拠文書

(ア) 当審査会が確認したところ、実施機関が説明するとおり、保存期間を満了した文書は、保存期間を1年又は常用と定めたものを除き、規則第15条第1項の規定に基づき公文書館長に引き渡すこととされ、引き渡された行政文書は、神奈川県公文書館条例第4条第1項及び第2項の規定に基づき、公文書館長は、知事が定める基準により歴史資料として重要なものを選別の上保存し、その余については速やかに廃棄することとさ

れている。また、条例第3条第1項第2号では、公文書館が当該施設の設置目的に応じて歴史資料として保存している資料については、公開請求の対象となる「行政文書」には該当しない旨が定められている。

以上を前提とすると、保存期間を満了した文書については、廃棄又は行政文書該当性を欠くことにより、文書不存在となることが認められる。

(イ) これを本件についてみると、実施機関が説明するとおり、本件根拠文書は、存在するとすれば、特定企業が本件助成制度に基づく補助申請を行っていた平成16年10月から平成19年1月までの間に作成又は取得した文書であること、これらの文書は、実施機関が定めたファイル基準表上において「企業訪問等報告」に分類され、その保存期間は5年であることが認められる。また、これらの文書は、平成16年度から平成18年度までに処理済みとなり実施機関において5年間保存された後、遅くとも平成24年度までに公文書館に引き渡されるのが規則に即した処理であると認められる。

そして、前記(ア)のとおり、公文書館に引き渡された文書については、歴史資料として保存されるか又は廃棄されたことにより文書不存在となる。そのため、実施機関が、平成18年度までに本件対象文書に該当する行政文書を作成又は取得していたとしても、保存期間が5年であり、既に公文書館に引き渡しがなされているとして不存在である旨説明していることに、特段不合理な点は認められない。

#### イ 本件管理帳票類

(ア) 当審査会が確認したところ、審査請求人と実施機関との公開請求時のやり取りから、審査請求人が本件請求において、本件管理帳票類として公開を求めている文書は、規則第4条第4項に規定するファイル基準表以外の文書保存のための管理ファイル類で、「特定地権者連絡会の設置」について記載があるものと認められる。

(イ) 実施機関が説明するとおり、前記4(1)イ(ア)aからgまでに掲げる文書は、文書の整理、保管、引継又は引渡に関して作成される文書であり、これらの文書に記載される名称は、個々に作成された文書の名称ではなく、規則第8条の規定に基づき、ファイル基準表で定められた個別フォルダの名称

であることが認められる。そして、当審査会が確認したところ、実施機関が規則第4条第4項の規定に基づき定めた平成18年度から平成30年度までのファイル基準表には、「地権者連絡会の設置」との記載はないことが認められることから、実施機関が、前記4(1)イ(ア)aからgまでに掲げる文書には、「地権者連絡会の設置」と記載された文書は存在しないとして、これらの文書を本件請求の対象となる文書として特定しなかったことに不合理な点は認められない。

(ウ) また、実施機関が説明するとおり、前記4(1)イ(ア)hに掲げる收受記録簿は、文書の收受を記録する文書であり、前記4(1)イ(ア)iに掲げる経由文書決裁簿は、本庁又は各所を経由する文書のうち、意見書、調査書等を必要としないものを記録する文書であり、前記4(1)イ(ア)jに掲げる施行番号簿は、実施機関において施行する文書の施行番号を整理する文書であることが認められる。

当審査会が確認したところ、実施機関は、これらの文書について、ファイル基準表において保存期間の設定を行うことなく、行政文書について保存年限の設定のための類型を示した、規則別表(規則第9条関係)の「3年保存とするもの」に「收受、施行及び経由文書の決裁に使用する帳簿等」という規定があることに基づいて、3年間保存した後、廃棄していることが認められる。

実施機関のこのような事務処理によると、收受記録簿及び施行番号簿のうち平成26年度までに処理済みとなったものについては、3年間保存された後、平成29年度までに廃棄されたことから、不存在であることが認められる。また、経由文書決裁簿については、仮にこれを作成していたとすれば、收受記録簿及び施行番号簿と同様に、平成26年度までに処理済みとなったものについては、平成29年度までに廃棄され不存在であることが認められる。

また、当審査会が確認したところ、これらの文書のうち平成27年度以降のものについては、收受記録簿及び施行番号簿は本件請求時に実施機関において管理されているものの、「地権者連絡会の設置」と記載されたものは存在せず、経由文書決裁簿は同年度以降作成されていないため存在して



いないことが認められる。

以上から、本件対象文書に該当するものはないとした実施機関の判断に、特段不合理な点は認められない。

## (2) その他

審査請求人は、本件請求に際して本件請求に係る内容の変更を実施機関から強いられた旨主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、本件請求に際して本件請求に係る内容の変更を実施機関から強いられた旨の主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるとしても、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 4 月 20 日	○ 諮問
9 月 26 日 (第 188 回部会)	○ 審議
10 月 22 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
11 月 28 日 (第 190 回部会)	○ 審議
12 月 20 日 (第 191 回部会)	○ 審議
平成 31 年 1 月 28 日 (第 192 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長 (部会長を兼ねる)
交 告 尚 史	法 政 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(平成 31 年 2 月 12 日現在) (五十音順)